

自然公園許認可関係手続きについて

豊岡市関係公園

種類	公園名	地域名	許認可権限
国立公園	山陰海岸国立公園	竹野・城崎・豊岡	環境省(竹野自然公園保護官事務所)
国定公園	氷ノ山後山那岐山国定公園	日高	許認可権限 但馬県民局 申請書の受理 <u>豊岡市</u>
県立 自然公園	但馬山岳県立自然公園 出石糸井県立自然公園	竹野・日高 出石・但東	

<別表1> 国立公園、国定公園内の規制行為

	地域	行為内容
許可申請	特別地域	(1)工作物(住宅、道路等)の新築、改築、増築 (2)木竹の伐採 (3)鉱物や土石の採取 (4)河川、湖沼の水位・水量の増減 (5)指定湖沼へ汚水等の排出 (6)広告物の設置等 (7)物の集積(貯蔵) (8)水面の埋立等 (9)土地の形状変更 (10)指定植物の採取又は損傷 (11)動物の捕獲又は殺傷、動物の卵の採取又は損傷 (12)屋根、壁面等の色彩の変更 (13)指定区域内の立入り許可申請 (14)指定地域での車馬等の乗り入れ
	特別保護地区	(1)特別地域における規制行為 (2)木竹の損傷 (3)木竹の植栽 (4)家畜の放牧 (5)物の集積 (6)火入れ、たき火 (7)植物の採取等、落葉落枝の採取 (8)動物の捕獲等 (9)車馬等の乗り入れ (10)木竹以外の植物の植栽又は播種 (11)動物の放出(家畜の放牧を除く。)
	海域公園地区	(1)工作物の新築、改築、増築 (2)鉱物や土石の採取 (3)広告物の設置等 (4)指定動植物の捕獲等 (5)海面の埋立等 (6)海底の形状変更 (7)物の係留 (8)汚水の排出等
届出	普通地域	(1)大規模な工作物の新築、改築、増築 (2)特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 (3)広告物の設置等 (4)水面の埋立等 (5)鉱物や土石の採取(海域では海域公園地区周辺のみ) (6)土地の形状変更 (7)海底の形状変更(海中公園地区周辺での行為に限る)

<別表2> 県立自然公園内の規制行為

	地域	行為内容
許可申請	特別地域	(1)工作物の新築・増築・改築 (2)木竹の伐採 (3)鉱物の掘採又は土石の採取 (4)河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること (5)広告物の設置 (6)土石等の集積 (7)水面の埋め立て又は干拓 (8)土地の開墾又は形状変更 (9)高山植物等の採取又は損傷 (10)指定動物の捕獲もしくは殺傷又は指定動物の卵の採取もしくは損傷 (11)既存工作物の色彩の変更 (12)指定区域内への立ち入り (13)指定区域内での車馬もしくは動力船の使用又は航空機の着陸 (14)その他、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
届出	普通地域	(1)規定基準()を超える工作物の新築、改築、増築 (2)特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に影響する行為 (3)広告物等の掲出 (4)水面の埋め立て又は干拓 (5)鉱物の掘採又は土石の採取 (6)土地の形状変更 工作物の基準 建築物 高さ 13m又は延床面積 1,000m ² 送水管 長さ 70m 鉄塔 高さ 30m ダム 高さ 20m 鋼索鉄道 延長 70m 索道 傾斜亘長 600m 又は起点と終点の高低差 200m 別荘地の用に供する道路 幅員 2m 遊戯施設(建築物を除く) 高さ 13m 又は水平投射面積 1,000m ²